

土壌・地下水汚染の状況の調査が必要となる契機について

「土壌汚染対策法」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」（生活環境保全条例）では、以下の場合において、土壌・地下水汚染の状況の調査の実施について規定しています。

1 工場を廃止するとき等

	土壌汚染対策法	生活環境保全条例
対象条項	第3条第1項	第39条第2項
対象者	土地所有者等	特定有害物質等取扱事業者
調査義務の契機	有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき※	特定有害物質等取扱事業所の全部又は一部を廃止するとき（法対象となる土地を除く）

※ 工場・事業場の敷地として引き続き利用する場合など、調査を猶予できる規定あり

2 3,000 m²以上の土地の形質の変更を行うとき（土壌・地下水汚染のおそれがある場合）

	土壌汚染対策法	生活環境保全条例
対象条項	第4条	第39条の2
対象者	第1項の届出…土地の形質変更を行おうとする者 第2項の調査…土地所有者等	第1項の報告…土地の形質変更を行おうとする者 第2項の調査…土地所有者等
契機	第1項…3,000 m ² 以上の土地の形質の変更をしようとするときに、着手の30日前までに当該形質変更の内容を届出 第2項…当該土地に土壌汚染のおそれがある場合に知事が調査の実施を命ずる	第1項…3,000 m ² 以上の土地の形質の変更をしようとするときに、着手前に履歴調査を実施しその結果を報告 第2項…当該土地に土壌・地下水汚染のおそれがある場合に知事が調査を求める

3 土壌・地下水汚染のおそれがあるとき

	土壌汚染対策法	生活環境保全条例
対象条項	第5条	第39条第3項
対象者	土地所有者等	特定有害物質等取扱事業者（又は土地所有者等）
契機	土壌汚染により健康被害が生じるおそれがある場合に知事が調査の実施を命ずる	特定有害物質等取扱事業所が存在する土地で土壌・地下水汚染のおそれがある場合に知事が調査を求める

これらの契機に該当した場合は、土地利用の履歴、特定有害物質の使用・排出等の状況を踏まえて、土壌・地下水汚染の調査を行う必要があります。

土壌汚染対策法の規定の対象となる場合は「土壌汚染対策法施行規則」に規定する方法、生活環境保全条例の規定の対象となる場合は「愛知県土壌汚染等対策指針」に規定する方法に従って調査を実施する必要があります（原則として調査方法は同じです。）。